

議案第95号

福岡市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、休団制度を導入することに伴い、休団をし、又は職務に復帰した消防団員に係る報酬について必要な事項を定める必要があるによる。

福岡市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

福岡市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、休団（同条例第7条第1項に規定する休団をいう。以下同じ。）をしている基本団員及び機能別団員については、報酬を支給しない。

第3条中「又は昇任した」を「昇任し、又は職務に復帰した」に改め、「解任され」の次に「、休団をし」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。